

# 平成 27 年度第 1 回 熊本県いじめ防止対策審議会

## 次 第

日 時 : 平成 27 年 8 月 26 日 (水)  
午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 30 分  
会 場 : ホテル熊本テルサ「たい樹」

### 1 開 会

熊本県教育長あいさつ  
委員及び関係者の紹介

### 2 議 事

- ( 1 ) 会議の公開の決定及び傍聴について
- ( 2 ) 諮問
- ( 3 ) 審議

### 3 諸連絡

### 4 閉 会

**平成27年度第1回熊本県いじめ防止対策審議会  
出席者名簿**

**委 員**

	所属・役職	委員名	職能分野（専門）
1	熊本大学教育学部附属 教育実践総合センター シニア教授	(会長) 吉田 道雄	学識経験者（教育）
2	九州ルーテル学院大学 准教授	岩永 靖	精神保健福祉士（福祉）
3	熊本大学教育学部附属 教育実践総合センター シニア教授	浦野 エイミ	臨床心理士（心理）
4	高島法律事務所	高島 剛一	弁護士（法律）
5	くまもと青明病院	橋本 千穂	医師（医療）
6	熊本県民生委員児童委員 協議会会長	宮本 武夫	民生委員（福祉）

※任期：H26.7.2～H28.7.1

**教育委員会**

	職 名	氏 名	備 考
1	教 育 長	田崎 龍一	
2	教 育 理 事	金子 徳政	
3	総括審議員兼教育指導局長	上川 幸俊	
4	教育総務局長	吉田 勝也	

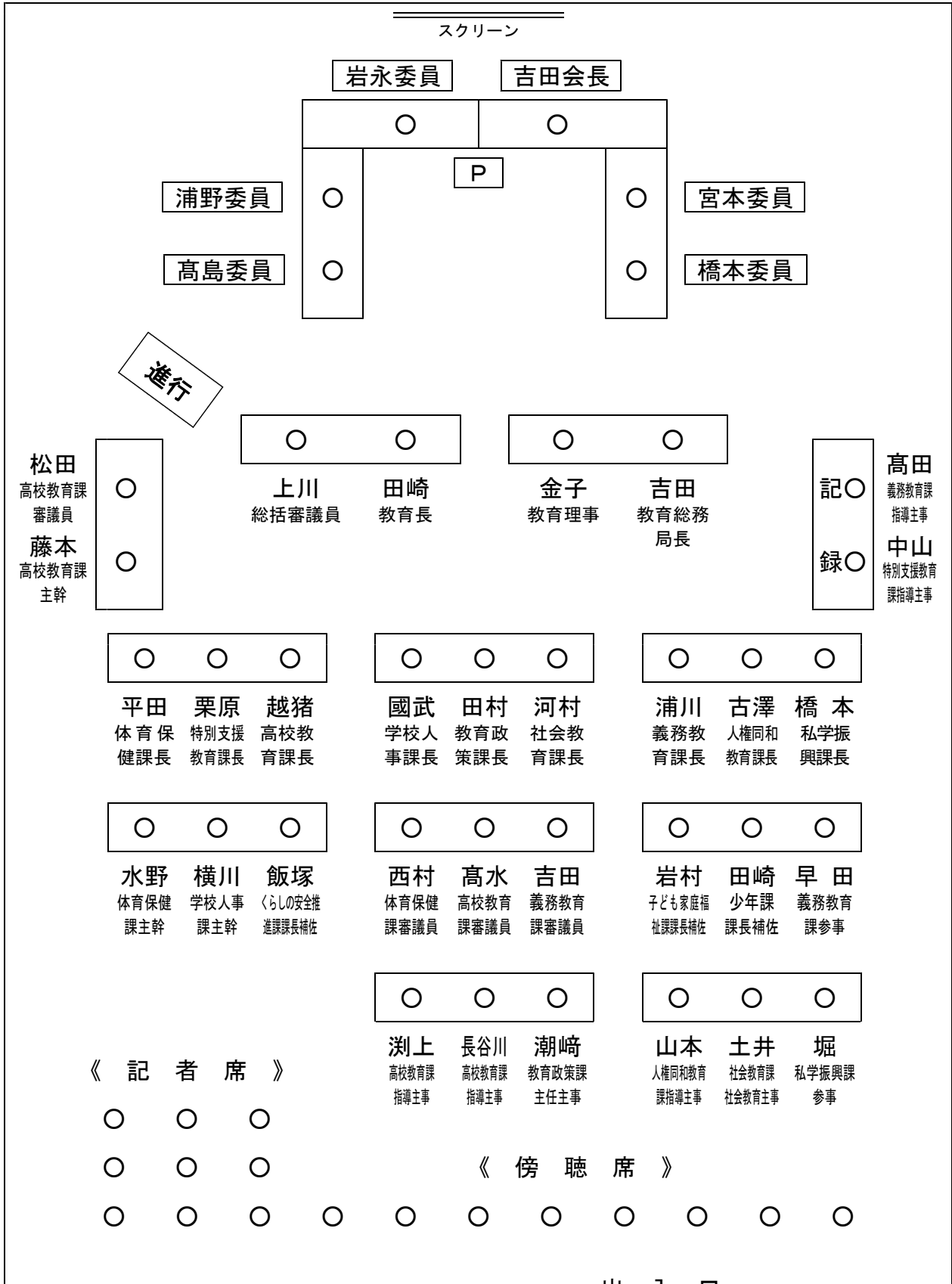
**関係課（教育庁、知事部局、警察本部）**

	所 属	職 名	氏 名	備 考
5	教育政策課	課 長	田村 真一	
6	教育政策課	主任主事	潮崎 弘靖	
7	学校人事課	課 長	國武 慎一郎	
8	学校人事課	主 幹	横川 修	
9	社会教育課	課 長	河村 雅之	
10	社会教育課	社会教育主事	土井 淳	
11	高校教育課	課 長	越猪 浩樹	
12	高校教育課	審 議 員	高水 真守生	
13	高校教育課	審 議 員	松田 満	
14	高校教育課	主 幹	藤本 浩明	
15	高校教育課	指導主事	淵上 佳宏	
16	高校教育課	指導主事	長谷川 博臣	
17	義務教育課	課 長	浦川 健一郎	
18	義務教育課	審 議 員	吉田 明博	
19	義務教育課	参 事	早田 宗生	
20	義務教育課	指導主事	高田 恵美	
21	特別支援教育課	課 長	栗原 和弘	
22	特別支援教育課	指導主事	中山 武也	
23	人権同和教育課	課 長	古澤 広義	
24	人権同和教育課	指導主事	山本 幸二	
25	体育保健課	課 長	平田 浩一	
26	体育保健課	審 議 員	西村 浩二	
27	体育保健課	主 幹	水野 保彦	
28	私学振興課	課 長	橋本 有毅	
29	私学振興課	参 事	堀 圭介	
30	子ども家庭福祉課	課長補佐	岩村 聡子	
31	くらしの安全推進課	課長補佐	飯塚 暁子	
32	少 年 課	課長補佐	田崎 龍児	

# 平成27年度第1回熊本県いじめ防止対策審議会 座席配置図

日時：平成27年8月26日（水）13：30～15：30

会場：ホテル熊本テルサ3階 たい樹



## 平成27年度第1回熊本県いじめ防止対策審議会 議事録（案）

○日時：平成27年8月26日（水）午後1時30分～午後3時30分

○場所：ホテル熊本テルサ「たい樹」

<吉田会長>

現時点で、何かお尋ねはないか。

それでは私からの質問だが、説明資料「(4) いじめられたことを誰かに話しましたか」について、具体的には誰に話したか把握しているか。

<藤本主幹>

高校においては、学校の友人や先輩、中学校においては、担任の先生、特別支援学校では、両親、担任の先生となっている。

<吉田会長>

いじめを相談したことによって、その結果どうなったか、そのフォローが大切である。また、「(7) 家庭でのルール・決まりごとがあるかどうか」は6割と低い水準である。具体的には、どんなルールがあるか。

<浦野委員>

(7) 家庭でのルール・決まりごとについてだが、家庭にルールがあったとしても、ラインなどのやり取りは、クラスなどの友人とすることが多いことから、クラスや学年での決まりごとを決めるとよい。

<吉田会長>

8月にプログラム集を出したとのことだが、教師へのサポートも必要になる。学校職員は忙しいので、プログラム集があっても活用が難しいのではないか。

<藤本主幹>

プログラム集の活用モデル校を2校指定し、このプログラム集を活用し、取組や公開授業をしてもらうようにしている。

<吉田会長>

熊本が全国に先駆けているのならば、さらにサポートが必要になる。

<橋本委員>

学校には基本方針があるとのことだが、もし、県の基本方針に学校の基本方針が沿わなかった場合には、指導はあるのか。また拘束力はあるのか。

<松田審議員>

各学校は、基本方針を作成しそれに基づいて、いじめ防止の取組を推進している。各学校が作ったものが十分でない場合には、助言や指導を行っていく。緩やかな拘束力があるといえる。

<吉田会長>

法律に基本方針について記載があるので拘束力がある。いじめの法律がつくられたことは残念だ。

具体的な運用に関しては、サポートが必要になる。橋本委員から指摘があった通り、県の方針をどう教員が生かしていくか、学校現場でどのように取り組んでいくかが問題になる。

<岩永委員>

学校でどのような方針を作って、それを生かしていくかが大事である。

<松田審議員>

学校の取組にばらつきがなくなるよう、好事例を紹介している。さらに、県立高校の教頭研修においても、取組発表を行っている。

<吉田会長>

教師たちはストレスを感じるが多々あるから、ストレスマネジメントがほしい。教師が疲れていては、いじめの兆候に気付くことも難しい。

<越猪課長>

本年度研修の見直しを行っている。学校・校長・教頭・主幹教諭の研修を実施し、それを学校に持ち帰り、各学校で復講する。OJTにより人材育成を図っている。いじめの早期発見などのマニュアルやいじめへの対応についても研修を実施している。

<宮本委員>

平成23年度からいじめの認知件数が減ってきている。平成23年度は人数で表示されているが、どうして今年度だけは割合で表示されているのか。また、13頁の①「いじめの防止」に「いじめをすることは格好悪いこと」と指導をするという文章を挿入したいということであるが、実際の現場では、いじめと認識されずに、冷やかしと捉えられることもある。いじめ＝格好悪いことと認識させるには、時間がかかる。先生・大人・子どもたちの意識を変え、いじめが人権侵害につながることを伝えてほしい。

誰に相談するかという話だが、子どもの友人関係の把握も必要ではないか。

<吉田会長>

教師たちが問題を一人で解決するのは無理である。そこで、ペアやトリオを作り、緊急対応が必要な場合は、まずはトリオ等に相談する体制を作ればよい。

基本方針の見直しも必要だが、ここで抜けているところがないかを確認する必要もある。

いまこの場で気付いたことを挙げるのは時間的に厳しいので、委員間のメールでやり取りしていきたい。

現時点で、抜けている部分はないか。

<橋本委員>

子どもたちが出すSOSを見逃さないというのがあるが、先生方の多忙感という問題もあるので、時間の捻出はできるのか。

<田村課長>

教育政策課では、これに先駆けて、学校改革を進めている。これは、教師の負担を軽減することを目的としている。職員会議を減らす、部活を毎日しないなどに取り組んできたが、成果がなかなか見られなかった。そこで、各学校の課題を抽出し、学校の実態に応じた負担軽減の取組を実施している。職員会議をなくす、部活動や時間割を工夫することによって、時間を生み出している。1時間という時間は作れなくとも、数十分時間を見出すことで生徒と個別に話をすることを確保することができる。

<吉田会長>

そういった取組は大切である。

<浦野委員>

(今回作成した)プログラム集はとてもよい。しかし、担任がこのプログラムを授業実践しようとしても、年間計画が作成された後では、うまく組み込むことはできない。そこで、年間計画に予めプログラムを入れておくことも必要である。まずは、県の方でも具体的なモデルを示していただきたい。

<吉田会長>

学級経営が上手くいっていないと、様々な業務(対応)に追われ、生徒の気持ちに気が付きにくい状況が生まれる。実際問題として管理職には言いづらい部分もあるだろうから、もう少し近い存在が相談相手となることも必要である。チーム学校というものも提言されているように、複数で支援する体制づくりを具体化していく必要があるだろう。個々の事例に関してケース会議を持つとよい。

<高島委員>

前回の時に言っておけば良かったのだが、文言に対して気になる部分がある。13頁に挿入の「いじめをすることは格好悪いこと。恥ずかしいことだ」という部分だが、法的な視点から見れば格好が悪いのではなく「悪い」ことだし、恥ずかしいは「人として」恥ずかしいという文言ではどうだろうか。14頁に挿入する案の「平時」は、何となく戦争を連想してしまうので「常日頃から」に代えてはどうだろうか。また、4頁の「いじめに負けない」という文言は、いじめられている本人にとっては一番負担になる言葉ではないだろうか。そもそもいじめは「勝ち負け」の問題ではない。

<松田審議員>

「いじめに負けない」集団づくりという文言は、蒲島知事が用いた言葉を参考に、熊本県の独自の方針として盛り込んでいる。

<吉田会長>

「格好悪い」という文言に関しては私が提案した。そこには心理的な規範を創る狙いがある。子どもたちにとって、「格好悪い」ことには抵抗を感じる。そして、「格好良い」ことを「したい」という集団の文化、規範を育てていくことが欠かせないと考えた。

<吉田会長>

不謹慎かもしれないが、一つの重大事案を経済的に換算すれば、その負担は相当なものである。重大事案に関して、警察等が捜査し、裁判に及ぶならそれだけで膨大な税金が投入され、大きな社会的損失である。(オウム裁判の国選弁護人による裁判費用も膨大であった)つまり、いじめに関する問題は倫理的な問題だけでなく、社会経済の問題でもある。

<吉田会長>

SNSに関する問題も難しい所がある。(外国人観光客を集客するために)国としてネット化を進めている中で、学校だけが情報端末を使うなということは難しい。いずれにしても、明確に意味がないこと以外は何でもやってみるという姿勢が必要だと思う。そのことは、いじめが一面的ではないという点からも言える。

<浦野委員>

諮問の(1)に対して、背景調査等の在り方を観点に入れたのはどうしてか。

<藤本主幹>

文科省の通達で「自死事案発生後3日以内の聴き取りをすること」という内容があったためである。

<吉田会長>

そういった意味でも3年ではなく2年で見直しをすることは実情に沿った基本方針に改定できるからよいことだと思う。

<岩永委員>

いじめを減少させる、重大事案を起こさないといった方針は盛り込まれているが、いじめを受けた子供の将来に対しての文言を入れる必要はないのか。いじめを受けた子どもが将来的な傷を負うこともあっている。今だけではなく、将来に向けた視点「いじめは将来的に大きな影響を与える」も必要ではないか。

<吉田会長>

今回の基本方針の看板が「いじめ防止」なので、いじめを起こさないという現在の視点となっている。

<岩永委員>

いじめの被害者はいじめが解消した後も苦しむことが多いことから、いじめを防止することが大切だということにつながる。

<吉田会長>

第2回の会議までにお気付きなどがあれば、事務局へメール等でお知らせ願いたい。